

社会福祉法人武蔵野 報酬等規程

(平成 4 年 4 月 15 日)

(規 程 第 4 号)

題名改正〔平成 6 年規程第 6 号・平成 8 年規程第 1 号〕

改正〔平成 6 年規程第 6 号・平成 8 年規程第 1 号・平成 11 年規程第 2 号・平成 15 年規程第 3 号・平成 29 年規程第 12 号・平成 31 年規程第 8 号〕

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人武蔵野（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

一部改正〔平成 6 年規程第 6 号・平成 8 年規程第 1 号〕

(報酬の総額)

第 2 条 理事及び監事に対する報酬は、各年度の総額が 1,500 万円を超えない範囲で支給することができる。

2 評議員に対する報酬は、各年度の総額が 100 万円を超えない範囲で支給することができる。

追加〔平成 29 年規程第 12 号〕

(報酬額)

第 3 条 役員等の報酬の額は別表のとおりとし、常勤役員とは評議員会で選任された役員のうち、本法人を主たる勤務場所とし週 3 日以上出勤する者をいう。

2 前項のほか、常勤役員には役員賞与を支給することができる。

3 前項の役員賞与の額は社会福祉法人武蔵野の職員に支給する賞与の支給率を超えない範囲で支給することができる。

4 常勤役員が退職又は死亡したときは、在職 1 年につき、最終報酬月額に 100 分の 150 を乗じて得た額を退職慰労金として支給する。ただし、退職の日又はその翌日に再び同じ常勤役員となった場合には、退職慰労金を支給しない。

5 前項但し書の規定により退職慰労金を支給しなかった場合以後、当該常勤役員が退職又は死亡したときは、引き続き在職した最初の就任日から引き続き在職した最後の退職又は死亡した日までを通算するものとし、在職 1 年につき最終報酬月額に 100 分の 150 を乗じて得た額が、最終報酬月額に 100 分の 500 を乗じて得た額を超える場合は、在職期間に関わらず最終報酬月額に 100 分の 500 を乗じて得た額とする。

6 前 2 項の計算において在職期間 1 年未満の端数がある場合は、月割をもって計算し、1 月に満たない期間があるときは、これを切り捨てる。

7 法人の職員で、役員等を兼ねる場合は、別表の報酬は併給しない。

一部改正〔平成 11 年規程第 2 号・平成 29 年規程第 12 号〕

(報酬の支給方法)

第 4 条 役員等の報酬は、就任した月から支給の対象とする。

2 役員等が、任期满了、辞任、解任又は死亡により役員等でなくなったときは、その当月分までの報酬を支給する。

繰下〔平成 29 年規程第 12 号〕

(通勤手当)

第 5 条 常勤役員の通勤手当は、社会福祉法人武蔵野の職員の例により支給する。

追加〔平成 8 年規程第 1 号〕 繰下〔平成 29 年規程第 12 号〕

(報酬の支給日)

第 6 条 月額報酬等は、毎月 20 日に支給する。

繰下・一部改正〔平成 8 年規程第 1 号・平成 29 年規程第 12 号〕

(委任)

第 7 条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事長が別に定める。

繰下〔平成 8 年規程第 1 号・平成 29 年規程第 12 号〕

付 則

この規程は、平成 4 年 4 月 15 日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 6 年 7 月 22 日規程第 6 号)

この規程は、定款変更認可日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 8 年 3 月 25 日規程第 1 号)

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 11 年 3 月 26 日規程第 1 号)

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 15 年 3 月 26 日規程第 3 号)

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 29 年 6 月 29 日規程第 12 号)

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 31 年 3 月 19 日規程第 8 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の社会福祉法人武蔵野報酬等規程第3条の規定は、この規程の施行日以後に常勤役員が退職又は死亡したときの退職慰労金の計算について適用し、施行日以前に行った退職慰労金の額の算出及び支給については、なお従前の例による。ただし施行日以後最初の退職慰労金の算出における改正後の同規程第3条第5項に規定する引き続き在職した最初の就任日は、施行日現在在職する常勤役員の現任期の開始日とする。

別表（第3条関係）

一部改正〔平成6年規程第6号・平成8年規程第1号・平成15年規程第3号

平成29年規程第12号〕

| 区 分       | 金 額          |
|-----------|--------------|
| 理事長       | 月額 350,000 円 |
| 常勤理事      | 月額 290,000 円 |
| 理事        | 月額 16,000 円  |
| 監事        | 月額 16,000 円  |
| 評議員       | 日額 12,000 円  |
| 苦情解決第三者委員 | 日額 12,000 円  |